

# キャリア形成促進助成金の助成内容(雇用型訓練の場合)

平成23年12月15日現在

対象	内 訳		中小企業		大企業	
通常の労働者 ※【注1】	Off-JT	訓練生の賃金に対する助成率	1/3	1/2【注3,4】	なし	1/3【注3】
		経費に対する助成率 (教材費、外部講師の謝金、外部研修機関に支払う受講料など)	1/3	1/2【注3,4】	なし	1/3【注3】
	OJT	実施に対する助成額	【訓練生1人当たりの上限額】 300時間未満:5万円 300時間以上600時間未満:10万円 600時間以上:20万円		なし	
			【訓練生1人・1時間当たり】 600円(上限額:40万8,000円)		なし	
非正規労働者 ※【注2】	Off-JT	訓練生の賃金に対する助成率	1/2	2/3【注3,4】	1/3	1/2【注3】
		経費に対する助成率 (教材費、外部講師の謝金、外部研修機関に支払う受講料など)	1/2	2/3【注3,4】	1/3	1/2【注3】
	OJT	実施に対する助成額	【訓練生1人当たりの上限額】 300時間未満:5万円 300時間以上600時間未満:10万円 600時間以上:20万円		なし	
			【訓練生1人・1時間当たり】 600円(上限額:40万8,000円)		なし	
1つの事業所当たりの限度額 (1つの年度の支給額の合計)		有期実習型訓練:500万円 実践型人材養成システム:1,000万円				【注5】

- 【注1】=新たに雇い入れた雇用保険の被保険者等に限り(既に雇用している正規雇用の方は対象外です)。
- 【注2】=次のいずれかに該当する方をいいます。
  - ①期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短く、かつ30時間未満の方(パート労働者など)。
  - ②期間の定めのある労働契約を締結している労働者(契約社員)。
 ※訓練生の雇用形態は、訓練開始時点で判定します。ただし、訓練期間中に通常の労働者に転換した場合は、通常の労働者に対する雇用型訓練とみなされ、助成率が変わりますので、ご注意ください。
- 平成23年11月24日から平成25年3月31日までの間に開始した雇用型訓練であって、以下の3または4のいずれかに該当する場合は、キャリア形成促進助成金の助成率の特例措置が適用されます。
  - 3.【注3】=青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、長野県、茨城県、栃木県、千葉県各県内の東日本大震災などに係る災害救助法が適用された市町村内に所在し、従業員に雇用型訓練を行う事業主
  - 4.【注4】=震災や風評被害、急激な円高などの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、生産量または売上が減少した事業主であり、以下に該当するものであって、現在の事業分野以外の新たな事業展開を行うために、従業員に雇用型訓練を行う中小企業事業主
    - 1カ月間の売上高、生産量等(以下「生産指標」)がその直前の1カ月または前年同月と比べて5%以上減少している、または減少する見込みである(見込みの場合は、支給申請時に減少したことを確認されます)
- 5.【注5】=キャリア形成促進助成金の他の職業訓練に対する助成を含めた限度額です。

## キャリア形成促進助成金とトライアル雇用奨励金との併給

■有期実習型訓練を実施する場合であって、一定の要件を満たす場合は、キャリア形成促進助成金に加え、トライアル雇用奨励金も受給できます(一定の併給調整があります)。

- ①有期実習型訓練の期間が3カ月間の場合に受給できます。ただし、訓練生の仕上がり像の目標に達しないなど、正社員への移行の見極めが難しい場合は、訓練生の同意を得たうえ、さらに最長で3カ月間(全体で最長6カ月間)まで延長できます。
- ②キャリア形成促進助成金とトライアル雇用奨励金のそれぞれの要件を満たしている場合に限り。

## ■トライアル雇用奨励金

1.対象となる事業主の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用保険の適用事業主</li> <li>○ハローワークの紹介によって対象となる訓練生を雇い入れる事業主</li> <li>○一定期間、事業主の都合によって解雇などをしたことがない事業主、など</li> </ul>
2.対象となる訓練生の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○45歳以上の中高年齢者</li> <li>○40歳未満の若年者</li> <li>○母子家庭の母、などのいずれかに該当し、ハローワークから紹介された方</li> </ul>

※支給申請するためには、上記以外の要件も満たす必要がありますので、詳細については、最寄りの地域ジョブ・カード(サポート)センター、または都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。